

## 資料2

### 住宅建設技能者の持続的確保に向けた中長期ビジョン策定検討委員会 規約

#### (名称)

第1条 本会は、「住宅建設技能者の持続的確保に向けた中長期ビジョン策定検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 委員会は、住宅建設技能者の持続的確保に向けた中長期的なビジョンの策定に向けた検討を行うことを目的とする。

#### (委員の任命)

第3条 委員会の委員は、建築生産、住宅生産行政その他の建築・住宅分野に精通する学識経験者又は実務者等のうちから、住宅局が任命する。

#### (委員長の選任等)

第4条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、国土交通省住宅局が選任する。
- 3 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 5 委員会にはワーキンググループを置くことができる。

#### (委員会の議事)

第5条 委員会の議事は、非公開とする。

- 2 委員会の議事概要については、委員に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。
- 3 委員会の資料については、委員長に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

#### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室に置く。

#### (雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この規約は、令和7年12月23日から施行する。